

兵庫県水道広域化推進プラン

1 兵庫県水道事業のあり方懇話会

- ①人口減少に伴う水需要の減少
- ②施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- ③専門職員の確保・育成

など、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す

➡ 対応方策を広く検討するため、学識経験者や市町長、水道事業者等で構成する懇話会を設置・開催

平成28年度：「兵庫県水道事業のあり方懇話会」の設置、計5回開催
中間報告

平成29年度：懇話会を計4回開催
検討の場として各地域をブロック分け（地域別協議会を仮設）
総務省人材ネットによるアドバイザーを招聘（協議会に参加）

↓↓↓

「兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書」による提言（H30.3）

↓↓↓

総務省通知を受け報告書を「兵庫県水道広域化推進プラン」に位置付け



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2 兵庫県水道広域化推進プランの改定

報告書とりまとめ以降も地域別の協議会等でハード、ソフト対策の具体化に向け検討

新たに生まれた実現可能な対応方策について着実な実現を促進する

「兵庫県水道事業連携実施計画」の策定

広域化推進プランに連携実施計画を盛り込む形で改定(随時)

第1章 兵庫県水道事業のあり方に関する報告書（平成30年3月）

第2章 兵庫県水道事業連携実施計画（広域連携を推進するための実現可能な短期的取組）

地域別協議会の検討等を踏まえ、各地域や事業体の実情に応じた、広域連携事業を抽出

区分	取組内容
ソフト連携	水道施設台帳共同電子化（新温泉町、朝来市） メーターの共同購入（北播磨・中播磨・但馬） 補修資機材リストの共有（各地区） 水道研修会、連絡会議の開催（各地区）等
ハード連携	県水等への切り替え（加西市、明石市） 施設の統廃合、共同利用（川西市・猪名川町） 緊急時連絡管の整備（各地区）等



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

兵庫県水道広域化プランとは

- 人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化、専門職員の確保・育成など、水道事業の経営環境が厳しさを増す中、国は、平成31年1月に「水道広域化推進プラン」の策定を都道府県に要請。
- 本県では、国に先駆け、平成28年に「兵庫県水道事業のあり方懇話会」を設置、平成30年3月に「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書」をとりまとめ、これを「水道広域化推進プラン」に位置づけ。
- プランに基づき、地域別の協議会等でハード、ソフト対策の具体化に向け議論を進めており、新たに生まれた実現可能なものについて「水道広域化推進プラン」に盛り込み、取り組みの着実な実現を促進することにより、県内水道事業の経営基盤の強化を図る。
- このプランに基づき実施する広域化のための施設整備に要する経費は、地方財政措置の対象となる。

(1) プラン上の主な広域連携の取り組み

- ハード事業
 - ① 垂直連携による水源転換（明石市・R5.3月改定）
 - ・ 明石川からの取水廃止
 - ・ 阪神水道企業団・県営水道への転換
 - ② 水平連携による施設の統廃合（川西市、猪名川町）
 - ・ 市町域境界に併設されている配水池の統合・共同化を検討中
- ソフト事業
 - ① 水道メーターや薬品類の共同購入
 - ・ 北播磨、中播磨、但馬ブロック等で実施中
 - ② **衛星写真漏水調査の実施（R6.3月改定）**
 - ・ R6年度に複数事業体での共同導入

(2) 今後の方針

- 引き続き地域別協議会（ブロック会議）等の場を活用し、水道事業者間の広域連携にかかる取り組みの具体化に向けた検討を進める。
- 県は、事業間の調整や先進事例の横展開等、必要なサポートを行うとともに、事業体として検討の進捗を踏まえ、適宜、プランの改定を行う。



明石市の水源転換（阪神水道企業団、県営水道との連携）に伴い廃止される明石川取水場（左）、同浄水場（右）

水道広域連携の形態

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。経営の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携形態		内 容	事 例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下 8 市 8 町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	広島県水道広域連合企業団 (広島県及び14市町の水道事業を経営を統合：R5.4～)
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u> (水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内 5 水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

形態ごとの特徴（「水道広域化検討の手引き」より）

形態		運営状況	認可	施設	組織	料金	管理
事業統合		- 経営主体も事業も一つに統合された形態 - 施設が一体的に運用されている形態は、水道法改正（H13）以前の水道広域化の概念	○	○※ ¹	○	○	○
経営の一体化※ ²		経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態、県営用水供給事業で複数の事業を経営している場合等で料金は異なる。	×	×	○	×	○
業務の共同化	管理の一体化	- 維持管理の共同実施、共同委託（第三者委託、その他） - 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託	×	×	×	×	○
	施設の共同化※ ³	- 共用施設（取水場、浄水場、水質試験センターなど）の保有 - 緊急時連絡管の接続、災害時の応援協定（ソフト的な施策）など	×	○	×	×	×

表中の○は、認可、施設、組織、料金、管理のそれぞれが、一体化あるいは一本化されていること、×はされていないことを示す。

※¹：必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できる。

※²：一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられる。

※³：共用施設は、運用段階において一体的に管理する場合もあり得る。